

国土強靱化に資する民間の取組の促進について (とりまとめ (案))

ナショナル・レジリエンス (防災・減災) 懇談会
国土強靱化に資する民間の取組促進 WG

はじめに

国土^{きょうじん}強靱化基本法に基づき、平成 26 年 6 月 3 日に国土強靱化基本計画が閣議決定されるとともに、国土強靱化アクションプラン 2014 が国土強靱化推進本部により決定された。さらに、本年、平成 27 年 6 月 16 日には国土強靱化アクションプラン 2015 が決定されるなど、国における国土強靱化の取組は着実に進みつつある。地方公共団体においても、平成 28 年 1 月 28 日現在で 15 の都道県と 10 市区町で国土強靱化地域計画が策定されたほか、残りのほとんどの都府県と 24 の市町村において策定の意思表示がなされるなど、国土強靱化の動きが徐々に広がっている。

国土強靱化は、大規模自然災害等への備えを、最悪の事態を念頭に置きつつ、平時から様々な政策分野での取組を通じ、いわば「国家百年の大計」の国づくりとして行うものである。いかなる事態が発生しても機能不全に陥らない経済社会システムを確保しておくことは、災害等から地域住民の生命・財産を守るのみならず、国・地方公共団体・民間それぞれに状況変化への対応力や生産性・効率性の向上をもたらし、もって、産業競争力・経済成長力を向上させ、中長期的に持続可能な成長を後押しするものである。

本提言では、国土強靱化を進める上で民間の取組を促進することの必要性を確認した上で、民間の団体が行う事業継続 (自助) ないし社会貢献 (共助) の取組を第三者機関が認証する制度を創設する必要性と、民間における国土強靱化関連市場の規模推計を行った結果及びそこから得られる施策の方向性をとりまとめた。

本提言は、ナショナル・レジリエンス (防災・減災) 懇談会の下に設置した「国土強靱化に資する民間の取組促進ワーキンググループ」での集中的な検討を経て、懇談会での議論の結果として取りまとめたものである。本提言が、国土強靱化に資する民間の取組を促進する上で、国における検討の一助となれば幸いである。

第1章 国土強靱化に資する民間の取組を促進するための基本的考え方

(1) なぜ民間の取組促進が必要か

国土強靱化の推進に向けては、国、地方公共団体のみならず、民間の自主的かつ主体的な取組が極めて重要である。大規模な自然災害等への対処に際しては公助のみでは明らかに限界があり、自助・共助がなければ避難も復興も不可能である。また、災害等が起きてしまった場合だけではなく、事前防災のあらゆる側面においても社会全体で取り組むのでなければいざという時に十分な効果は期待できない。前述のとおり、国土強靱化の取組は国・地方公共団体のレベルでは動き出しているが、これをより確かなものにし、国土強靱化基本法に定める目的を達成するためには、取組のすそ野が広がり、民間の自主的かつ主体的な取組が行われるようになることが不可欠である。

国土強靱化に資する民間の取組のうち、一部については基本計画やアクションプランに基づき国として各種支援措置を講じて促進している。たとえば、住宅・建築物の耐震化や公益事業者等の施設・設備の耐災害性の強化等である。これらは民間が主体となって行われるべきものであるが、仮に実施されない場合には災害時に大きな被害を生じさせ、かつ周囲や社会一般に甚大な影響を与えるものである。こうしたものについては、今後とも着実に支援措置を講じてその促進を図ることが必要である。しかしながら、こうしたものに加えて、国土強靱化を一層実効あるものとし、我が国の持続的な経済成長にも貢献するものとするためには、民間事業者が自主的かつ主体的に実施すべき取組について、さらに積極的な促進方策を検討する必要がある。

企業、業界団体、NPO、学校、病院その他の各種団体を含む民間事業者の国土強靱化に資する取組は、各分野に多様なニーズを生み出し、新たなイノベーションや更なる民間投資の拡大をもたらすことにより、民間事業者の災害対応力の向上や平時の生産性の向上等を通じて産業競争力の強化につながるなど、我が国の持続的な経済成長に貢献することが期待される。非常時に対する備えが平時においても社会全体にとって好ましい効果をもたらす点は、忘れられがちではあるが国土強靱化の概念の重要な一要素であり、このことを再認識して、国土強靱化の努力を持続的な経済成長に結びつけていく積極的な方策を検討する必要がある。

(2) 民間の取組を促進するための検討の視点

民間の自主的かつ主体的な国土強靱化への取組を促進していくためには、大きく二つの視点から検討する必要がある。一つは民間の主体が国土強靱化行動をとろうとする動機（モチベーション）の視点であり、もう一つは制度的な面を含めて民間の取組を促進する環境を整えるという視点である。このうち、第一の視点からは、民間で行われている様々な取組事例を積極的に国が紹介・広報していくことが考えられるが、ほかにも第三者により民間の取組を評価していく制度を導入すること、さらに、国土強靱化の市場規模を何らかの形で明示して市場参加者の積極的な参入を促すことも有効であると考えられる。第二の視点からは

各府省庁が講じる施策を着実に推進するとともに、新たな施策の必要性についても検討を行うことが重要である。また、これらの施策を民間事業者にもわかりやすい形で紹介し、有効な形で利用されるよう周知することも重要である。

また、これらの2つの視点を活かして、民間が長期的な合理性を追求することがおのずと国土強靱化につながっていくしくみをつくっていくことが重要である。これら、「民間主体の動機」と「制度的な環境」の二つの視点は互いに影響しあう関係にあり、両者が支えあって国土の強靱化が進むこととなるが、本提言では、「国土強靱化を一層実効あるものとし、我が国の持続的な経済成長にも貢献するものとするために、民間事業者が自主的かつ主体的に推進すべき取組について、積極的な推進方策を検討する」という観点から、特に第一の点、すなわち民間主体が国土強靱化への取り組む動機をいかにして引き出すか、という点を取り上げることとした。制度的な環境の整備については、この点も踏まえて民間のモチベーションも十分に考慮しつつPDCAサイクルの中で充実を図っていく必要がある。

(3) 本提言の主な内容

民間の国土強靱化に関する取組への動機を引き出す方策のうち、様々な取組事例を積極的に紹介・広報していくことに関しては、既に内閣官房国土強靱化推進室において「民間の取組事例集」を公表し、引き続き新たな事例を収集している。そこで、以下では残る「認証制度」と「市場規模の推計」について検討し、提言する。

認証制度については、自助ないし共助の取組を一定レベルで行っている企業・団体等を「国土強靱化貢献団体（仮称）」などと呼び、それを第三者により認証する仕組みを創設することにより、国民運動としての国土強靱化のすそ野を広げることを提言する（第2章）。

また、民間市場規模については、推計の結果、国土強靱化に関する民間の市場が経済に大きなインパクトを与えていること、国土強靱化が公的な支出以外にも市場を通じて国民経済・地域経済の成長に寄与していること、市場の規模及び見通しから民間企業が積極的な参入と開発投資を行うに足りる将来性が見込まれることが明らかになった。この結果を踏まえ、国として国土強靱化施策の実施に関して考慮すべき点を提言する（第3章）。

第2章 国土強靱化に資する民間の取組を評価する制度について

(1) 民間の取組の現状とそれを評価する仕組みにはどのようなものがあるか

国土強靱化に資する民間の取組には様々なものがある。取組の主体も個人やNPOから大企業に至るまで広い範囲、幅広い層にわたっており、内閣官房国土強靱化推進室がとりまとめた「民間の取組事例集」を見ても全国各地で多様な主体による様々な取組が行われていることがわかる。その中で、企業その他の団体により取り組まれている事例を見ると、大まかに以下の三点に分類できる。

- ① その企業・団体が本来の活動として行う事業・ビジネス自体が国土強靱化の取組となっているもの（防災商品の販売やサービスの提供など）。
- ② その企業・団体自身の事業の継続に係る自助の取組（BCPの策定など）。
- ③ 事業が行われている地域等で行われる共助（社会貢献）の取組（地方公共団体との災害時支援協定の締結など。なお、ここでは私人による公助への支援・協力を含めて共助としている。）

国土強靱化に資する民間の取組が様々なものであるのに対応して、それを評価する制度にも様々なものがある。たとえば、企業・団体が提供する防災商品・サービスの質を評価する各種の技術認定制度や推奨マークのような制度、さらに官民様々な主体による表彰制度がある。これに対し、企業・団体の提供する商品やサービスではなく、企業・団体そのものの取組を表彰する各種の認定制度も存在する。これには主に企業・団体の事業継続の取組を評価するものと、社会貢献を評価するものに分けられる。前者には、ISO22301のような国際規格に基づく第三者認証の制度が確立されているものから、国や地方公共団体など様々な主体が発出しているガイドラインに基づき、策定した事業者自ら自己認証するものまで様々なものが含まれている。後者（社会貢献）にも官民の主体がそれぞれの立場で行う評価、表彰等がある。

(2) どのような仕組みが求められるか

まず、企業・団体が提供する個別の防災商品・サービスの質を評価する制度に関して、多様な商品・サービスは、それぞれ多様な目的を持ったものであり、これらを統一的な視点から評価を行うことがまず困難であること、また、防災商品・サービスであっても、一義的には市場経済の中で、消費者の立場から評価されるべきものであることから、それらを超えて、改めて国において評価制度を設ける優先順位は低い。したがって、企業の取組そのものを評価することが適当である。

その際、企業の事業継続（自助）の観点から評価することと、社会貢献（共助）の観点から評価することが考えられる。

国土の強靱化実現のためには、企業・団体等を含めた社会全体のレジリエンス強化（いわば国民強靱化）が必要であり、この両方の評価を検討することが必要である。まず、事業継

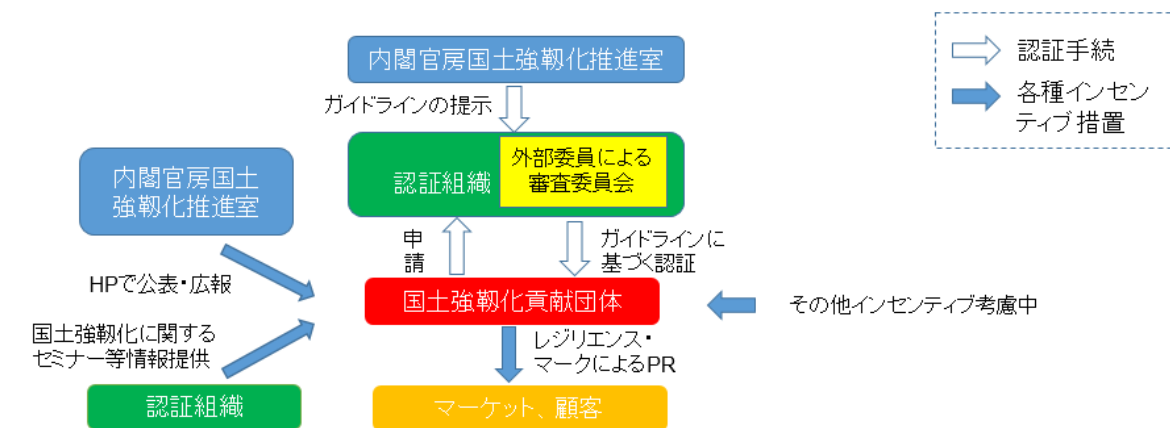
続（自助）の観点については、現状では **ISO22301** という第三者認証の仕組みはあるものの、取得のためのハードルが高く、取得企業は2014年までで200社と極めて限定的である。一方、各種ガイドラインに基づく自己認証の仕組みもあるが、自己認証であるがゆえに認知度も低く、普及は不十分である。一方、社会貢献の観点においても、官民による表彰制度があり、トップクラスの模範的な取り組みを取り上げるものは多いが、より小規模で地域に根差した社会貢献を評価する仕組みは必ずしも十分ではない。公共心や共感等の社会的動機に基づく投資など、新しい動きもある中で、広く社会貢献の観点で評価を行う仕組みを設けてすそ野の広い共助の取組を促進することには意味があると考えられる。そこで、事業継続（自助）ないし社会貢献（共助）の取組を一定レベルで行っている企業・団体等を「国土強靱化貢献団体（仮称）」等と呼び、それを第三者により認証する仕組みを創設し、社会的な認知を広げることにより、国民運動としての国土強靱化のすそ野を広げていくことが適当である。

事業継続（自助）と社会貢献（共助）の両者の関係に関しては、すそ野の広い国民運動としての強靱化を進めるためには、これらとともに伸ばしていくことが望ましいところから、一つの認証として行うという選択肢が考えられる。しかしながら、両者は位相の異なった動機から行われる活動であり、分けて評価する方が認証の意味付けも分かりやすいものとなると考えられ、各々別個の認証制度とする選択肢も考えられる。あるいは、これらの組み合わせや導入の時期によっても様々な選択肢が考えられる。実際の制度をどのようなものとして運用するかは、選択肢それぞれの得失を勘案して決定すべきである。

（3）評価の仕組みをどのようなものにするか

具体的には次のような仕組みが考えられる。

- ① 政府は、企業・団体等の認証のための要件、手続き等を定めるガイドラインを策定する。
- ② 認証を行う主体は外部組織を想定し、同ガイドラインには、併せて、この外部組織が備えなければならない要件も定める。
- ③ このガイドラインにもとづき、要件を満たす認証組織が、公平・中立的な立場から「国土強靱化貢献団体（仮称）」の認証を行う。
- ④ 認証を受けた団体は、認証組織が定める「レジリエンス・マーク（仮称）」を商品、広告等に用いて「国土強靱化貢献団体（仮称）」であることをPRできる。また、その他のインセンティブ措置を受けられる。



(4) 認証にあたってどのような要件を課すか

具体的な認証にあたって課すべき要件を付属資料1の中にまとめている。これらの要件は事業継続関係のものと社会貢献関係のものに大別される。

事業継続に関しては、あまり細かく要件を規定して緻密に評価しようとする、企業が秘密と考えている分野にまで踏み込むこととなり、却って認証を受けようとする動機を著しく減殺してしまうおそれがあり、民間の強靱化の取組のすそ野を広げるという目的からは好ましくない。むしろ事業継続の取組の中に自主的な改善の仕組みをもっているかどうか（要件5）を見る必要がある。また、想定する事態に関して本当に厳しい事態は抜け落ちる恐れがあり、適切な事態の想定と事業影響分析をおこなっているか確認することが必要である（要件2、3）。このほか、BCPに対応した事前対策（耐震化等）をきちんとやっているか（要件6）も重要な視点である。東日本大震災の経験から、BCPの策定そのものに加えて、訓練や適切な見直し、さらには人材育成など計画の運用に関する重要性が認識されるようになってきている。したがって、この認証制度が実際に活かされた認証制度となるためにはこうした点を確認すること（要件7、8）がきわめて重要である。

社会貢献に関しては、行政との支援協定の締結などのようになるべく客観的な手掛かりに基づいて要件の適合性を判断することが望ましいが（要件10～13）、硬直した判断とならないよう、実質的に社会貢献を認めて広く共助の取組が広がるよう配慮することも重要である（要件14）。

(5) どのような要件を備えた団体を認証組織とするか

認証行為は国とは独立な組織が行うこととする。認証組織が備えるべき要件は、①中立・公平性、透明性、②経験、③セミナー、シンポジウム等の機会の提供、④国土強靱化に必要な仕組みの検討、の四点とする（付属資料1参照）。

まず、政府は付属資料1に示すようなガイドラインを策定して認証機関が備えるべき要件を明示する。政府は認証組織の指定、承認等の行為は行わず、考え方を整理したガイドラ

インの提示にとどめるものとする。認証組織は審査の中立性・公平性を担保するため、外部委員による審査委員会を設置し、適切な形でその審査を仰いで認証を行うものとする。認証および再認証等に要する適切な費用を審査料その他の費用として認証組織が徴収することは妨げない。審査料その他の費用の設定、認証を表示するマークのデザインの決定等、認証制度運用に関して重要な事項に関してもこの外部委員による審査委員会の意見を聞いた上で認証組織が決定するものとする。

(6) 留意点

なお、認証制度の運用にあたっては以下のような諸点にも留意する必要がある。

- ・評価制度を発足したのち、実際に運用を行う中で検討を行い、必要に応じて改善していくこと
- ・認証制度の創設に合わせて、政府や関係者は各業界に協力を呼びかけるなどして幅広い取組となるよう努めること
- ・事業継続・社会貢献及びそれ以外のものも含め、民間の国土強靱化の取組は、引き続き、「民間の取組事例集」への掲載を通じて広く周知することとし、それが社会的に評価されるよう継続的に取り組むこと

第3章 国土強靱化に関する民間市場の規模の推計について

(1) なぜこの推計を行うのか

国土強靱化基本計画中の「特に配慮すべき事項」（民間投資の促進）の部分には「①国土強靱化を実効あるものにするためにも、国、地方公共団体のみならず、民間事業者の主体的取組が極めて重要であり、官と民が適切に連携及び役割分担をして推進する必要がある。②国、地方公共団体の財政が逼迫している状況の中、国土強靱化の取組に対する民間事業者の資金、人材、技術、ノウハウ等の投入を促進する必要がある。」と記述されている。この趣旨を踏まえ、国土強靱化がどの程度経済に影響を及ぼしているかを把握し、今後の国土強靱化施策に反映するため、今回この推計を行った。推計の目的は次の2点である。

- ①国土強靱化に関する民間の市場が経済に大きなインパクトを与えていることを明らかにすることにより、国土強靱化が公的な支出以外にも、市場を通じて国民経済・地域経済の成長にも寄与していることを明らかにする。
- ②国土強靱化に関する市場の規模及び見通しを明示することによりその将来性を示し、民間企業の積極的な参入と開発投資を促す。

(2) 推計の方法と推計内容のあらまし（方法、結果）

関係する民間市場は、建築物の耐震改修市場から備蓄品に係る市場及び地震保険市場まで多種多様なものが考えられる。今回の推計においてはこれら多種多様な個別の市場についてそれぞれの市場規模を個別に推計し、最終的に重複を避けつつ合算することにより推計した（付属資料2参照）。

その結果、2013年現在、国土強靱化に関する民間市場の規模は約11.9兆円に達していると試算された。これは、公共事業を含めた公的主体（国、地方公共団体等）の行う強靱化関連の公的支出と同程度の規模を有している。そのうち、国土強靱化に直接資すると考えられる財・サービスの市場の合計（コア市場）は、2013年現在約8.0兆円規模であるが、2020年には実質で約11.8～13.5兆円に達し得ると試算される。（実質で約3.9～5.6兆円の増加（実質年率5.8～7.8%の伸び）。名目では約4.8～6.5兆円の増加）

第1章において「民間企業等の国土強靱化に資する取組は、各分野に多様なニーズを生み出し、新たなイノベーションや更なる民間の投資の拡大をもたらすことにより、民間事業者の災害対応力の向上や平時の生産性の向上等を通じて、競争力の強化につながるなど、我が国の持続的な経済成長に貢献することが期待される」と述べたが、そのことが今回の推計により数字の上でもある程度裏付けられた。

(3) この推計から得られる国土強靱化施策の今後の進め方への示唆

この推計の結果を公表し、広く周知することにより国土強靱化関係事業者の将来展望に一つの手がかりを与えることがまず期待される。今回の推計では国土強靱化から生まれる

民間の市場に大きな将来性が見込まれることが示されている。この中には幅広い産業分野の市場が含まれており、幅広い民間セクターに対して積極的な市場への参入と技術開発その他の投資を促すことが求められる。

また、政府内あるいは地方公共団体との間でこの内容を周知・共有し、政策担当者が強靱化市場の大きさ・重要性を再認識すること、そのうえで施策の今後の検討・改善につなげていくこと、特に民間と公共セクターの相互補完ないしシナジー（相乗効果）を活かした国土強靱化の効果的・効率的実現を目指して施策の検討を行うこと、等が期待される。さらに、個々の市場の性質にも配慮した施策の方向付けも考えられる。耐震化市場、保険市場などについてはリスクコミュニケーションの充実により潜在的な需要を十分に掘り起こすこと、自然エネルギーの開発関連や CLT（直交集成板）建築物市場などにおいては開発初期段階のリスク分担や適切な時期に適切な規制のあり方を検討することなどが求められるであろう。

なお、国土強靱化のための取組が及ぼす効果には、大きく以下の3点が挙げられる。

- ① 大小様々なリスクによる経済へのマイナス効果を軽減する
（例：災害が生じたケースにおける「中長期的な成長力」を抜本的に増強させる）
- ② 民間の「投資」を促して内需を拡大させる（経済成長）
（例：「住宅投資」、「IT投資」、「社会的投資」による経済効果）
- ③ 強靱化によって形成されるインフラ、組織、団体、まち、新技術等が成長をけん引する
（例：鉄道・道路ネットワークの整備、大企業の地方分散投資、自主防災組織、防災まちづくり、耐震耐火建材の開発 等によって供給力と需要の双方が増加する。）

今回の推計はこれらの内、①、③については考慮せず、②を民間から見たものであるが、国土強靱化の取組の広がりをもっと大きいものがある点に留意すべきである。また強靱化に関連する輸出に関しても本推計には含まれておらず、かつ、上記②についても考慮できていない項目もある（とりわけ、いわゆる「乗数効果」についての考慮は不十分である）。ただしその一方で、推計した市場間の重なりやダブルカウントを完全には排除しきれていない等の問題点も逆に残っている。

そもそも、国土強靱化市場の定義に定まったものは存在していない。そうした中であえて行った今回の推計は「将来はこうなる」と断言するものではなく、様々に置かれた前提条件や仮定が満たされた場合にこのようになると考えられるという目安を示したものに過ぎない。今後、関連する各産業界や学会など様々な主体により、さらに緻密な推計がなされ、国土強靱化に関する民間の取組や施策のあり方について充実した手がかりが得られることを期待する。

おわりに

国土強靱化は国や地方公共団体等の公的主体の取組と民間主体による取組が合わさって国民運動として行われることが重要である。民間の取組を十分に引き出すためには民間のインセンティブをよく理解して施策や制度を設計し、実現させていかなければならない。民間の動機としては市場原理も考えられるが、国土強靱化の分野においては、公共心や共感などの社会的動機に基づく支援のような形の半ば公的な意味合いを持つものも無視できない。本提言には盛り込むことができなかったが、クラウド・ファンディングやソーシャル・インパクト・ボンドなど斬新で多様な手法により民間の主体による国土強靱化への取組を促進していくことも検討に値すると思われる。

本提言では国土強靱化貢献団体の認証制度を提案したが、今後、その実現のためガイドラインを策定する等の具体的な動きにつなげる必要がある。また、市場規模の推計に関しては、関係事業者の積極的な参入や投資に結び付くよう、国土強靱化に関する民間市場の重要性をアピールするとともに、施策を着実に実行していくことが望まれる。本提言の末尾に「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン案」と「国土強靱化に関する民間市場規模の推計の概要」を附属資料として添付した。併せて活用いただければ幸いである。

附属資料1 国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン案

附属資料2 国土強靱化に関する民間市場規模の推計の概要

国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン（案）

平成 28 年〇月

目次

I. はじめに	14
1. 目的	14
2. 国土強靱化貢献団体、認証組織の定義	15
(1) 国土強靱化貢献団体	15
(2) 認証組織	15
II. 国土強靱化貢献団体の認証に関する具体的な仕組み	15
III. 認証組織の要件	15
(1) 中立、公平性、透明性	16
(2) 経験	16
(3) セミナー、シンポジウム等の機会の提供	16
(4) 国土強靱化に必要な仕組みの検討	16
IV. 国土強靱化貢献団体の認証の具体的基準	16
(1) 事業継続に係る方針が策定されている	16
(2) 事業継続のための分析・検討がされている	16
(3) 事業継続戦略・対策の検討と決定がされている	16
(4) 一定レベルの事業継続計画（BCP）が策定されている	17
(5) 事業継続に関して見直し・改善できる仕組みを有し、適切に運営されている ..	17
(6) 事前対策（施設の強化・装備品の確保等）が実施されている	17
(7) 教育・訓練を定期的実施し、必要な措置が取られている	17
(8) 事業継続に関する一定の経験と知識を有する者が担当している	17
(9) 法令及び法令に基づく命令その他法令に違反する重大な事実がない	17
(10) 行政との災害時応援協定を締結している	17
(11) 業界団体等を通じて行政との災害時応援協定に参画している	17
(12) ボランティア休暇制度等があり従業員が活動をしている	17
(13) 上記以外の社会貢献活動をしている	18
(14) その他留意事項	18
V. 認証組織と国土強靱化貢献団体の具体的関係	18
(1) 報告、調査等	18
(2) 認証の取消	18

I. はじめに

1. 目的

国土強靱化は、大規模自然災害等への備えを最悪の事態を念頭に置きつつ、平時から様々な政策分野での取組を通じ、いわば「国家百年の国づくり」として行うものである。いかなる事態が発生しても機能不全に陥らない経済社会システムを確保しておくことは、災害等から地域住民の生命・財産を守るのみならず、国・地方公共団体・民間事業者（企業・団体等）それぞれに状況変化への対応力や生産性・効率性の向上をもたらし、もって、産業競争力・経済成長力を向上させ、中長期的に持続可能な成長を後押しするものである。

国土強靱化の取組を実効あるものとし、それにより我が国経済の中長期的に持続可能な成長を後押しするためには、国や地方公共団体のみならず、経済社会活動の担い手である民間事業者の普段からの取組・活動が極めて重要となる。国・地方公共団体と民間事業者との相互補完により、社会全体のレジリエンスの強化を進めていくことが重要である。

民間事業者の行う国土強靱化のための努力には自己の事業継続に関するものと社会貢献としてのものと考えられるが、いずれも実際に災害が起こってみなければその効果を図りがたいという性質があるため、平時から民間事業者側で積極的にそのために費用をかけることにモチベーションを感じにくいという問題がある。その点を克服するためには第三者による認証制度を設けることが有効と思われる。

民間事業者の事業継続の取組の評価については、現在でも国際標準であるISO 22301の認証制度があるが、準備から審査対応、体制の維持に多大な人員と手間を要するといったハードルの高いものとなっている。このため、この認証を取得した国内企業は2014年時点で200社に過ぎず、一部の事業者にとどまっている。また一方で、各種ガイドラインによる自己点検・自己認証を促す仕組みもみられるが、これらは逆に自己認証ゆえに認知度も低く、大きな広がりは見られていない。社会貢献活動に関しても、官民の様々な表彰制度がありその中でトップクラスの取組が評価されているのにとどまっているのが現状である。

そこで、よりすそ野の広い認証制度の実現に向けた取組みを促進するため、「国土強靱化貢献団体認証に関するガイドライン」（以下、「本ガイドライン」という）を定め、認証を行う組織の要件、認証組織による貢献団体の認証の要件の考え方を示すこととした。本ガイドラインに基づくアプローチは、2年以内を目途に、実績や仕組みの有効性に関して検証を行い、必要に応じ、新しい対応を検討することとする。

2. 国土強靱化貢献団体、認証組織の定義

(1) 国土強靱化貢献団体

国土強靱化の推進について協賛し、その促進のため、一定レベルの自助（事業継続の取組）ないし社会貢献（共助の取組）を行っている事業者を国土強靱化貢献団体とする。

(2) 認証組織

国土強靱化貢献団体の認証及び認証を受けた団体に対して必要な情報提供等支援を行う組織を認証組織とする（具体的な要件は III 章参照）。

II. 国土強靱化貢献団体の認証に関する具体的な仕組み

認証組織は、本ガイドラインに基づき、国土強靱化貢献団体の認証を行う。

認証を受けた団体は、認証組織が定める「レジリエンス・マーク（仮称）」を商品、広告等に用いて「国土強靱化貢献団体」であることをPRできる。また、その他のインセンティブ措置を受けられる。

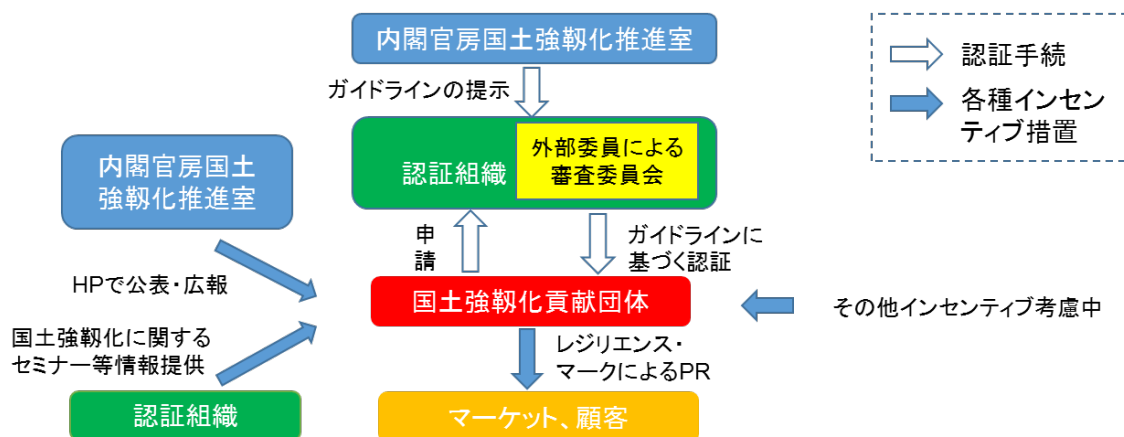


図 国土強靱化貢献団体認証と支援の仕組み

*なお、認証を行う内容については、事業継続関係要件と社会貢献要件を併せて評価して一つの認証とするか、これらを別々に評価して別々の認証とするか、両者の得失を勘案して選択するものとする。

*両者を別の認証とする場合は、それぞれをどのようなタイミングで制度を発足させるかもその得失を勘案して選択するものとする。

III. 認証組織の要件

(1) 中立、公平性、透明性

認証組織は、国土強靱化貢献団体の認証審査及び情報提供にあたり中立、公平性、及び透明性を担保すること。

(2) 経験

認証組織は、国土強靱化に関して政府と連携して施策に携わった経験を有すること。

(3) セミナー、シンポジウム等の機会の提供

国土の強靱化に関して有用なセミナー、シンポジウム等の機会を提供すること

(4) 国土強靱化に必要な仕組みの検討

国土の強靱化に関して関係者の連携の在り方等に関して検討し、自らが担う役割について政府と意見交換を行うこと

IV. 国土強靱化貢献団体の認証の具体的基準

国土強靱化貢献団体の認証は、下記の項目【事業継続関係】(1)～(9)の全てを満たすものとし、【社会貢献関係】については、項目を含め今後検討するものとする。

【事業継続関係】

(1) 事業継続に係る方針が策定されている

「企業全体に対して明らかにしている経営方針」に災害時等における事業継続に関する事項が含まれていること。

(2) 事業継続のための分析・検討がされている

事業影響度分析(どういった事態が起こると致命的になるか)及びリスク評価を行い、そのボトルネックとなる資源を把握している。

(3) 事業継続戦略・対策の検討と決定がされている

事業継続のボトルネックとなる資源に対する戦略・対策が検討され、対応方針を決定している。

(4) 一定レベルの事業継続計画(BCP)が策定されている

不測の事態が発生しても重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い

期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した事業継続計画（BCP）が策定されている。

（５）事業継続に関して見直し・改善できる仕組みを有し、適切に運営されている

事業継続に関して見直し・改善できる仕組みを有し、必要に応じて改善のための見直がきちんと行われている。

（６）事前対策（施設の強化・装備品の確保等）が実施されている

重要施設・設備の耐震化、浸水対策、システム化等を含めた予防措置、自社職員等のための災害備蓄品・スペースの確保等事前対策が適切に行われている。

（７）教育・訓練を定期的実施し、必要な措置が取られている

事業継続にかかる教育・訓練を定期的実施し、必要な措置がとられている。

（８）事業継続に関する一定の経験と知識を有する者が担当している

事業継続に関する実務を２年以上積んだ実績がある者または民間の機関が発行する事業継続の管理に関する民間資格を保有する者が事業継続に関する事務を担当している。

（９）法令及び法令に基づく命令その他法令に違反する重大な事実がない

国土強靱化に係る法令等に関して違反がない（大規模施設においては耐震診断がなされており、必要な対策が完了している等）

【社会貢献関係】

（１０）行政との災害時応援協定を締結している

災害時において地方公共団体等の活動（公助）を支援する各種協定（放送協定、報道協定、救急救護協定、輸送協定、災害復旧協定、物資協定等）を締結している。

（１１）業界団体等を通じて行政との災害時応援協定に参画している

災害時における国、都道府県、市町村等と災害時応援協定を結んでいる団体に参画し、活動の実績がある。

（１２）ボランティア休暇制度等があり従業員が活動をしている

ボランティア休暇制度等が定められており、それを利用して実際に従業員等が被災地等で支援に当たった実績がある。

（１３）上記以外の社会貢献活動を実施している

上記の同等レベルの活動（災害時支援活動や、専門的人材の派遣、大規模な募金の実施等）を行い、かつ公開している。

【その他】

（１４）その他留意事項

国土強靱化の取組を進め、国土強靱化の取組促進に積極的に協力すること。
認証組織が行う国土強靱化の推進に関する調査等に協力すること。 等

V. 認証組織と国土強靱化貢献団体の具体的関係

認証組織と認証を受けようとする国土強靱化貢献団体は、認証に際し下記に合意すること。

（１）報告、調査等

認証組織は国土強靱化の推進に関わる業務の範囲において、国土強靱化貢献団体に報告を求めて、必要な調査を行い、その結果、体制の改善やその他必要な措置を求めることができる。

（２）認証の取消

以下のいずれかの事項に該当したときは、認証組織は国土強靱化貢献団体の認証を取り消す。

- a) 認証の基準を満たさないことが判明した場合
- b) 認証に関わる認証組織の要請等に応じない場合
- c) その他、法令違反等を認めた場合、認証組織が認証の停止が相当と判断した場合

※ 認証の基準を満たさない等の具体的事例は下記の通り。

- ・ 申請書類に虚偽の内容があった場合。
- ・ 正当な理由なく、認証組織の調査に協力しない、もしくは虚偽の報告等を行う等。
- ・ 団体としての業務が行えない状態となったとき。

※ 認証組織は、認証の取消等にあたっては国土強靱化貢献団体と十分に意見交換を行った上で、対応すること。

以上

国土強靱化に関する民間市場の規模の推計

I. 本推計の目的

国土強靱化に関する民間市場の規模について、下記の 2 つの目的を掲げ、推計を行った。

- ①国土強靱化に関する民間の市場が経済に大きなインパクトを与えていることを明らかにすることにより、国土強靱化が公的な支出以外にも、市場を通じて国民経済・地域経済の成長にも寄与していることを明らかにする。
- ②国土強靱化に関する市場の規模及び見通しを明示することによりその将来性を示し、民間企業の積極的な参入と開発投資を促す。

II. 国土強靱化に資する民間取組の市場規模の推計方法

国土強靱化に資する民間取組の市場規模の推計は、下記 5 つのステップを踏むことにより行った。

< Step1 > 国土強靱化民間市場の洗い出し

国土強靱化基本計画に記載の施策の推進方針から民間の取組市場を抽出した。

< Step2 > 産業分類によるチェック

抽出した民間の取組市場を産業分類表にて整理した（重複等）。

< Step3 > 市場の範囲の設定

推計上の限界を反映した。

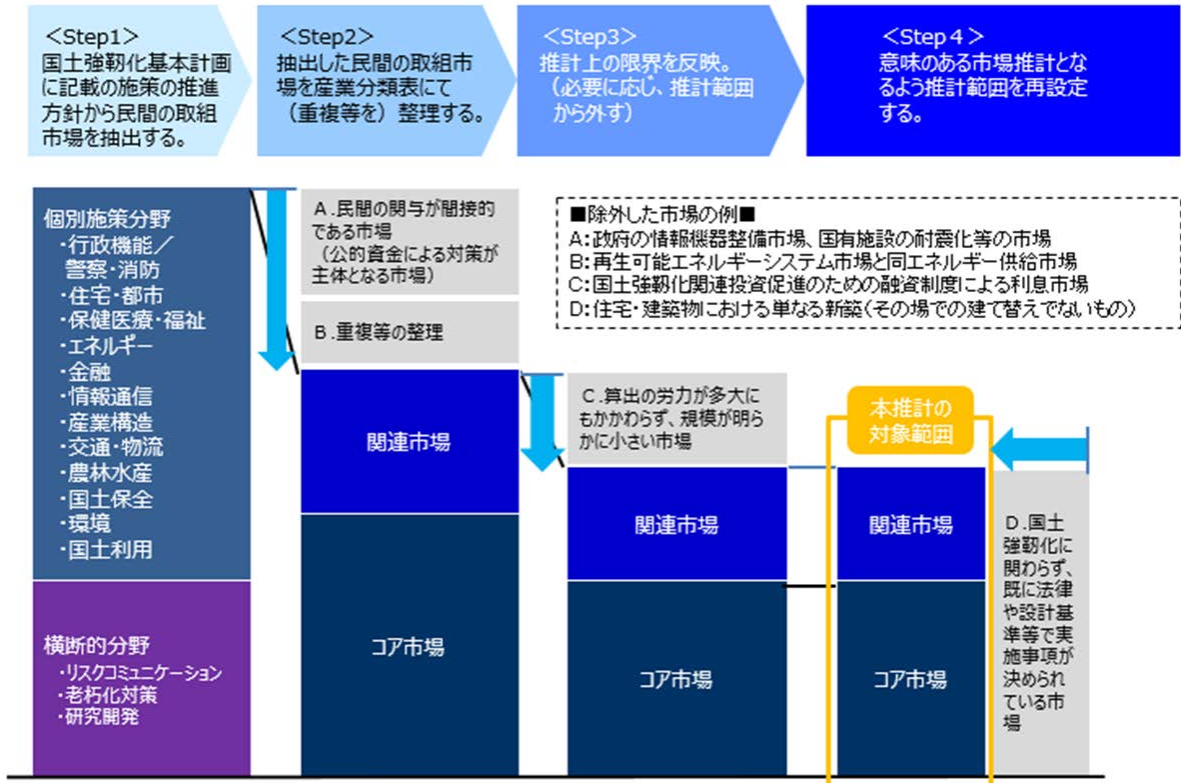
< Step4 > 個別市場内における推計対象範囲の設定

個別市場の中で強靱化に関連の薄い部分を排除するため、推計対象範囲を再設定した。

< Step5 > 個別市場ごとの推計と合計

最後に個別市場ごとに推計し、すべての推計結果の総和を算出した。

【図1】 国土強靱化に資する民間取組みの市場規模の推計イメージ



国土強靱化に関する民間市場の規模については、国土強靱化「コア市場」と国土強靱化「関連市場」の2つに分けて提示し、これを合算したものを国土強靱化民間市場規模とした。

- **コア市場**：国土強靱化に直接資すると考えられる財・サービスの個別市場（住宅の耐震化、バックアップ施設の整備等）
- **関連市場**：他の目的にも寄与するが国土強靱化にも寄与すると考えられる財・サービスの個別市場（電気自動車市場等）

<Step1>国土強靱化民間市場の洗い出し

国土強靱化基本計画 12 の施策分野及び 3 つの横断的分野にまとめられている 67 の推進方針を全て検討し、関連して考えられる市場を抽出した。

<例>

国土強靱化基本計画における記載

(2) 住宅・都市

ア 密集市街地の延焼防止 等の大規模火災対策や イ 住宅・建築物・学校等の耐震化 の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、ウ 老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修 を進めるとともに、中古住宅の建物評価改善等による エ リフォームや耐震性に優れた木造建築物の建設 等を促進する。このため、地方公共団体等への支援策や税制の活用、規制的手法の活用、オ CLT（直交集成板）を含む新工法 や伝統的構法等の研究開発・基準の策定・普及、合同訓練などにより、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて実施する。（以下略）

上記の記載から、下記市場を抽出した。

ア. 密集市街地の延焼防止

→ 密集市街地の解消市場

イ. 住宅・建築物・学校等の耐震化

→ 住宅・建築物等の耐震化市場

ウ. 老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修

→ 老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修市場

エ. リフォームや耐震性に優れた木造建築物の建設

→ 中古住宅のリフォーム市場、耐震性に優れた木造建築物の建設市場

オ. CLT（直交集成板）を含む新工法

→ CLT（直交集成板）建築物市場

<Step2>産業分類によるチェック

産業分類によるチェックは、下記 3 点により実施した。

- ・抽出した個別市場を産業分類の軸に配置した。
- ・配置された個別市場の欠落、重複をチェック、バランスを確認した。
- ・全ての市場は売り手と買い手からなる為、売り手側で整理すれば網羅的に検討が可能であるため、売り手側の観点から整理をした。

【表 5】 産業分類別 国土強靱化関連市場の抽出例

産業分類 (売り手側の観点)	抽出した個別市場 (例)
1.農林水産業	
2.鉱業	
3.製造業	
4.建設業	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同住宅等の建替、耐震改修市場 ○ 中古住宅のリフォーム市場 ● 住宅・建築物等の耐震化市場 ○ 耐震性に優れた木造建築物市場 ● CLT（直交集成板）建築物市場
5.電気・ガス・水道業	
6.卸売・小売業	
7.金融・保険業	
8.不動産業	<ul style="list-style-type: none"> ● 密集市街地の解消市場
9.運輸業	
10.情報通信業	
11.サービス業	

※○印の市場は●印の市場に含めて考えられるため、重複する市場として排除した。

<Step3> 市場の範囲の設定

- ・ 洗い出された市場のうち、算出の労力が他大にも関わらず、市場規模が明らかに小さい市場を除外した (Step3)。

例：国土強靱化関連投資促進のための融資制度による利息市場

<Step4> 個別市場内における推計対象範囲の設定

- ・ 国土強靱化に関わらず、既に法律や設計基準道で実施事項が決められている市場を除外した (Step4)。

例：住宅・建築物における単なる新築（その場での建て替えでないもの）市場

<Step 5> 個別市場ごとの推計と合計

Step 4 までの作業で抽出した 40 ほどの個別市場について、それぞれで市場規模の推計を行い、市場規模を合算した。

Ⅲ. 国土強靱化に関する民間市場の規模の推計結果

① 推計結果

国土強靱化に関する民間市場の規模については、国土強靱化「コア市場」と国土強靱化「関連市場」の2つに分けて提示し、これを合算したものを国土強靱化民間市場規模とした。推計の結果、国土強靱化に関する民間市場規模は、2013年現在で約11.9兆円と推計された。

- コア市場：国土強靱化に直接資すると考えられる財・サービスの個別市場（住宅の耐震化、バックアップ施設の整備等）
- 関連市場：他の目的にも寄与するが国土強靱化にも寄与すると考えられる財・サービスの個別市場（電気自動車市場等）

【表1】 国土強靱化に関する民間市場の規模の推計結果

現在市場規模（2013年）	
コア市場	約 8.0 兆円
関連市場	約 4.0 兆円
国土強靱化市場合計	約 11.9 兆円

② 国土強靱化に関する民間市場と公的支出の比較

次に、推計された国土強靱化民間市場規模について、公的支出との比較を行った。国土強靱化に関する民間市場11.9兆円は、政府及び地方公共団体等が支出する強靱化に関する公的支出12.4兆円と比較して同程度の規模を有する結果が得られた。

国土強靱化施策の実施や、それにより国民の間でリスクの認知が高まることにより、民間に新たな需要が創出され、更に乗数効果を通じて効果が波及し、GDPに対する大きな貢献が期待される。また、短期的な需要を拡大させるだけでなく、技術革新等を通じて長期的な経済の成長にも寄与するものと考えられる。

【表2】 国土強靱化に関する民間市場と公的支出の比較結果

国土強靱化関連	規模	(参考) 乗数効果も勘案 [※]
民間市場（2013）	約 11.9 兆円	約 13.6 兆円
公的支出（2013）	約 12.4 兆円	約 14.1 兆円
うち公共投資	約 10.4 兆円	約 11.9 兆円

※乗数は1.14を使用した。(出典：内閣府経済社会総合研究所短期日本経済マクロ計量モ

デル（2015）による公共投資乗数）

＜公的支出算定の考え方＞

- ・国土強靱化関連の公共投資には国、地方公共団体、公的企業等を含んでいる。
- ・国土強靱化関連の公的支出の算定に際し、政府及び地方公共団体等公的主体における公共事業予算とそれ以外の予算の比率は、政府の国土強靱化関係予算における公共事業予算とそれ以外の予算のそれと同程度であると仮定した。
- ・公共投資の規模は、2013年の国民経済計算の公的固定資本形成（Ig）に、国の公共投資予算に占める国土強靱化関連公共投資予算の割合（2013年度）を乗じて算出した。
- ・推計した民間市場の中には、電気自動車市場や CLT（直交集成板）建築物市場のように、既存の市場（ガソリン車の市場、鉄筋コンクリート造建築物市場など）を置き換えるものが存在している。このため、国土強靱化市場の拡大が、必ずしもそのまま経済全体の拡大にはつながらないという場合もあり得ることになるが、この場合においても、長期的には技術革新や生産性向上等をもたらすことにより、結果として経済成長に寄与すると考えられる。

IV. 国土強靱化に関する民間市場の将来の規模の推計

次に、国土強靱化に関する民間市場の将来の規模について推計を行った。将来市場の推計にあたっては、コア市場のみにおいて行うこととした。その理由として、国土強靱化関連市場については、技術開発等の不確定要素が大きいこと、既存の市場を置き換えつつ成長する市場（電気自動車市場等）があること、他の施策の動向にも依存し、国土強靱化施策のみではその伸びが見通せないことなどから、推計した個別の市場を単純に合計することは適当でないと考えられるためである。

また、コア市場についても、国土強靱化に関する施策が十分に効果を上げ、民間から積極的な参入及び開発投資がある場合の推計であり、例えば、以下のような仮定を置いている。

＜非耐震建築物（戸建て）の建替え＞

内閣府が実施した防災に対する世論調査（H25年12月）のアンケート結果において、耐震補強工事の実施意向を聞いた項目において、1年以内ではないが実施予定がある（2%）と回答したものと、予定はないが、いずれは実施したい（17.3%）と回答したものの半数から四分の一（8.7～6.2%）が2020年までに対策を取ると仮定し、そのうちの20%が耐震改修ではなく建替えを行うと仮定した。

＜木造密集地区の解消市場＞

現存している木造密集地区を前提として、推計期間中に国の政策目標である適正住

宅密度が実現するよう建替えや耐震改修が行われると仮定した。
 (政策目標：適正住宅密度を 80 戸/ha 未満とし、地震時等に著しく危険な密集市街地 5,745ha を解消する。)

これらの条件の下で、推計されたコア市場の規模は、2020 年には実質で約 11.8～13.5 兆円に達し得ると試算される。(実質で約 3.9～5.6 兆円の増加(実質年率 5.8～7.8%の伸び)。名目では約 4.8～6.5 兆円の増加)。

【表 3】国土強靱化に関する民間市場の将来規模推計結果

	現在 (2013 年)	2020 年 (実質) (2013 年基準)	参考：2020 年 (名目) (年率 1%のインフレ率を仮定)
国土強靱化市場 (コア市場)	約 8.0 兆円	約 11.6～13.4 兆円	約 12.7～14.4 兆円

●将来市場算出の考え方

- ・ 毎年の市場規模が算定できる個別市場については、現在 (2013 年) と 2020 年の規模を算出した。
- ・ 毎年の市場規模が算出できない個別市場については、今後の総市場規模を算定して、それを現在から目標年度までの期間で除することにより各年の値を算出した。
- ・ 個別市場の推計に当たっては、下記 V の①～④に示す方法を用いたが、次の二つの場合には、試算に当たって仮定を動かして幅を持った推計値とした。

ケース 1：③の方法を用い、ある程度主観的に仮定の数値を選ばざるを得なかった場合で、かつ全体の推計に影響が出てくる規模 (2020 年で 1000 億円以上) である場合。

ケース 2：方法が複数あり、かつ結果に幅があってそのいずれかに決し難い場合

- ・ コア市場の成長見込みの年率 5.8～7.8%での成長見込みについては、あくまで種々の仮定を置いて試算してみたものであり、このとおり実現すると予測したものではない。

V. 国土強靱化市場を構成する個別市場の推計

本推計では、約 40 の個別市場を抽出・推計し、それらを合算することにより国土強靱化市場の全体を推計した。各個別市場の将来推計の算定方法は、主に以下の 4 つのいずれかの

推計方法、仮定を用いて行った。

- ① 達成すべき政策目標や事業者の投資計画がある市場において、目標が達成された状態を想定し、そこに至るまでに必要な投資額より算出。
- ② 過去の投資額、売上額が出されており、順調な伸びがみられているため、トレンド推計により算出。
- ③ 達成すべき目標などはないが、アンケートの意向調査の結果などにより、実現可能な普及量を算定。
- ④ まだ市場化がされていないため、推計に係る材料が乏しいが、民間調査会社等が行った推計値が存在するため、それを利用して算出。

このため、推計方法や仮定が個別市場により異なっており、各個別市場の推計額を単純比較して議論することは、必ずしも適切とは言えない。しかしながら、全体を観察すると市場の性質として以下の傾向を示す市場が存在している。

- ① 達成すべき政策目標や投資目標があり比較的予想しやすい市場
 - 当面大きな規模が見込まれるが、目的達成や市場が飽和に達した後は、大きな成長は見込めない（住宅耐震改修市場、鉄道施設の耐震化市場等）
 - ⇒リスクコミュニケーションを含めた着実な国土強靱化施策の推進が国に求められる。
- ②技術開発の動向等に依存して予測が難しい市場
 - 不確実性は大きいですが、条件により大きな成長が有り得る（電気自動車・燃料電池自動車市場、災害支援ロボット市場等）
 - ⇒初期研究開発の推進、規制の適切なあり方の検討が国に求められる。

いずれの市場においても民間の積極的な参入が市場の成長に望まれる。

●2013年から2020年までの間で、市場の伸びが大きい個別市場

2013年から2020年までの間で、市場の伸びについて着目した。2020年における推計結果において、市場規模1,000億円を超えるものに絞って伸び率の高いものを高い順に並べてみたところ、結果は以下の通りとなった。

超高層建築等の長周期地震動対策市場、CLT（直交集成板）建築市場、災害支援ロボット市場、蓄電システム装置市場

【表 4】 個別市場推計結果一覧

個別市場		現在 (2013年) (億円)	将来(2020 年) (億円)	伸び率 (年換 算)
■超高層建築等の長周期地震動対策	上値	0	4,448	∞
	下値	0	2,224	∞
■災害支援ロボット		0	1,639	∞
■蓄電システム装置		1,035	4,691	50.5%
■非耐震建築物戸建ての耐震改修	上値	502	1,918	40.3%
	下値	502	1,130	17.9%
■非耐震建築物戸建ての建替え(解体+建設)	上値	2,697	10,307	40.3%
	下値	2,697	6,069	17.9%
■危機管理担当者人材育成教育		9	26	27.0%
■民間道路施設(橋梁、トンネル、高架等。建築物を除く)の災害対策(耐震化、洪水対策、長寿命化)		2,133	5,467	22.3%
■木密地区の解消		2,706	6,666	20.9%
■備蓄品(保存水、非常食、簡易トイレ、マスク)		288	702	20.5%
■地下エネルギー(地熱発電)の開発		235	434	12.1%
■建築物(住宅除)の耐震診断		116	209	11.5%
■再生可能エネルギーシステム装置(太陽光)	上値	22,634	38,812	10.2%
	下値	22,634	29,460	4.3%
■再生可能エネルギーシステム装置(バイオマス)		595	915	7.7%
■再生可能エネルギーシステム装置(風力)		223	268	2.9%
■エネルギーMS等導入		3,336	5,697	10.1%
■住宅地の液状化対策	上値	1,220	1,996	9.1%
	下値	1,220	1,597	4.4%
■防火・耐震設備(感震ブレーカー)		98	141	6.3%
■ガス管の強化、施設の強化(建築物を除く)		1,010	1,353	4.9%
■文書バックアップ設備		86	112	4.3%
■民間企業等における設備等の耐震化市場(滑動・転倒防止等)		6,861	8,919	4.3%
■家具等の耐震対策(耐震化器具等の市場)		267	342	4.0%
■システムのセキュリティ強靱化(サーバーの多重化、耐災害性確保)		1,202	1,514	3.7%
■BCP関連コンサルティング・訓練		148	184	3.5%
■非耐震建築物共同住宅の建替え(解体+建設)		71	86	3.0%
■非耐震建築物共同住宅の耐震改修		55	67	3.1%
■情報通信網の対災害性確保(通信網の多重化、ネットワーク化)		3,380	3,884	2.1%
■鉄道施設(橋梁、トンネル、高架等。建築物を除く)の災害対策(耐震化、洪水対策、長寿命化)		8,141	8,763	1.1%
■発電施設、送配電施設の耐震化、移設		9,587	10,249	1.0%
■非住宅 非耐震建築物の耐震改修	上値	2,602	3,252	3.6%
	下値	2,602	2,708	0.6%
■非住宅 非耐震建築物の建替え(解体+建設)	上値	4,518	5,648	3.6%
	下値	4,518	4,702	0.6%
■自家発電装置		2,285	2,244	-0.3%
■データのバックアップ施設(データセンター)		1,471	1,367	-1.0%

個別市場(関連)	現在 (2013年) (億円)	将来(2020 年・参考) (億円)	伸び率 (年換 算)
○CLT(直交集成板)建築物	上値	0	※5,448
	下値	0	1,870
○ドローン	0	160	∞
○リニア新幹線	487	4,169	108.0%
○東京等からの企業(本社機能など)の移転費用	85	299	36.0%
○電気自動車	26,000	61,300	19.4%
○地震保険	881	1,912	16.7%
○情報セキュリティソフトウェア及びサービス	7,770	10,883	5.7%
○火災保険	4,378	5,240	2.8%

※CLT(直交集成板)建築物市場の上値については、年度を特定しない将来値。

凡例 ■ : コア市場

○ : 関連市場